事業所のための
『防災マニュアル』作成の手引き

（平成１７年６月改訂）

愛 知 県 防 災 局

目　　次

Ⅰ．　「防災マニュアル」作成の手引き

○　マニュアル作成にあたっての留意点 …… 3

1　災害時の組織体制 …… 4

2　緊急連絡網 …… 6

3　情報の収集と提供 …… 7

4　応急救護・初期消火・避難等 …… 8

5　復旧対策 …… 9

6　災害予防対策 …… 10

7　防災訓練・防災教育 …… 12

8　東海地震に関連する情報と
帰宅困難者対策 …… 13

Ⅱ．　「防災マニュアル」作成例 …… 15

【参考資料】

1　内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び
国民に対する呼びかけ例文 …… 27

2　知事の警戒宣言発令時の県民への呼び
かけ例文 …… 28

「防災マニュアル作成の手引き」の作成にあたり

この防災マニュアルは、平成７年１月１７日に発生した阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた「神戸旧居留地連絡協議会防災委員会」が、この大震災の教訓をもとに作成したものを参考に、この地域の事業者の方にも参考となる愛知版の「防災マニュアル作成の手引き」として編集し作成いたしました。

明日にも起きるかもしれない東海地震、皆さんも、東海地震のことは、新聞やテレビなどで一度は見聞きされたと思いますが、東海地震は、唯一、予知ができる地震ということでご承知のことと思いますが、必ず予知できるということではありません。予知ができた場合に、内閣総理大臣が、東海地震がもうすぐ発生するおそれがありますので注意してくださいと「警戒宣言」を発令します。国や県、市町村においては、総力を挙げて万全の体制で取り組んでおりますが、皆さんも「警戒宣言」が発令されたからと言って、不安になったり、パニックにならないために、日頃から地震防災対策に取り組んでいただく必要があります。職場内では、冷静に対応できるよう話し合ったり、職場内の書庫やロッカーなどの転倒防止に努めたり、建物の耐震化を行ったり、また、防災訓練を行うなどして、日頃から対処できるように心がけることが大切です。自分の身は、自分で守るのが基本でありますが、事業者の方は、余力があれば、地域への応援を行っていただくことも必要です。

東海地震は、歴史から１００年から１５０年ぐらいの期間において、繰り返し発生しております。前回発生したのが１８５４年の安政の東海地震と言われるもので、このときには、東南海・南海地震もほぼ同時に発生したことがわかっております。東海地震と東南海地震が連動して同時に発生すれば、さらに大きな被害が想定されます。

災害は、さけることはできませんが、対処の仕方により、被害を軽減することができます。
地震、風水害、火災その他大規模災害から、社員、資産、業務の維持等を守るため、また、これらの大規模災害に備えるための参考資料として、このマニュアルを活用してください。

平成１５年１０月１日
愛知県防災局防災課防災支援チーム

Ⅰ．「防災マニュアル」作成の手引き

0 マニュアル作成にあたっての留意点

『防災マニュアル』とは非常時の基本的な「行動指針」

防災マニュアルとは、非常時における社員の行動指針や役割分担を予め決めておくものです。従って、全社員が常日頃からその内容を十分に理解し、いざという時に役立つものでなければなりません。

なお、既に消防法による「消防計画」が作成されている場合には、既存の消防計画の中で当マニュアルを別に定めることを明記しておくなど、両者の整合性を図ることが必要です。

いろいろな災害を想定して

災害には地震や洪水・高潮などの自然災害の他に、火災、ガス爆発、あるいは爆弾テロとさまざまな種類があります。

いろいろな災害を想定して、対策をたてておく必要があります。

災害の種類

・地震	・津波・高潮
・火災	・ガス爆発
・洪水・土石流	・テロ行為(爆弾･毒ｶﾞｽ等)

人命の安全確保を最優先

防災マニュアルの目的は、①人命や施設等資産の保護、②業務や施設の回復、に大きく分けられます。マニュアル作成にあたっては、その目的を明確にしておくことが必要ですが、何よりも人命の安全確保が最優先されるべきです。

地域社会の一員としての視点も忘れずに

企業防災マニュアルは自社の安全確保を図るためのものであることは言うまでもありませんが、余力があれば近隣の事業所や一時的に避難所等へ来ている人々を助けるといった視点も忘れてはならないでしょう。災害が大規模になればなるほど、お互いに力を合わせることが必要になります。

マニュアルは簡潔に、明瞭に

防災マニュアルは、いざという時に役立つものでなければ意味がありません。全社員が常から内容を把握し、非常時に協力し合えるものにするためには、各社の策定するマニュアルの目的と方針を明確にするとともに、できるだけ文書を短くし、要点が簡潔、明瞭に整理されていることが必要です。

1 災害時における組織体制

非常時の本部機構と活動ごとの役割分担を決めておく

非常事態に速やかに対応できるように、方針決定機関である本部機構（危機対応組織／名称については、例えば**防災対策室**など）の構成メンバーと設置基準、設置場所と、情報収集、社員の安否確認、応急救護等の役割分担を予め決めておく必要があります。

なお、一定以上の規模のビル等（収容人員30人、または50人以上）では消防法に基づき自衛消防隊が結成されていますので、初期消火や応急救護等の活動についてはその組織を活用してください。

本部機構の構成メンバーには、社内の最高方針を決定できる人を含めて

本部機構には迅速な方針決定が求められます。事業所の最高方針を決定しうる職位にある人を含んでおくとともに、その代行者も予め決めておく必要があります。

交通機関や自動車を使わずに来社できる人も含めて

夜間等で公共交通機関が運行していない時間帯や、先の阪神・淡路大震災の発災時に自動車が動かなかった状態のように、突発的な地震の発災時であっても、自宅から徒歩や自転車で30分以内に各事業所に到達できる人を含んでおくことが必要です。

また、トップの参集手段を考えておくことも重要です。

本部機構の任務内容を、予め想定しておく

本部機構には災害の種類に応じてさまざまな任務が要求されます。いざという時にすぐ対応できるためには、予めしなければならない任務の内容を想定しておく必要があります。

本部機構の任務例

◆社員・家族の安否確認（詳細は「2　緊急連絡網」を参照ください）
◆被災状況の把握・提供（詳細は「3　情報の収集と提供」を参照ください）
◆救出・救助の応援指示
◆必要機器材、資金等の調達
◆広報、近隣事業所・関連会社との情報交換、支援要請
◆その他、防災対策上重要事項の決定、指示、報告

本部機構の設営場所は、一定の広さと設備を確保できること

本部機構の設営場所は、本部要員が配置につけるだけの空間と、通信機器等の必要設備が常に備わっていることが求められます。（必要機器については「2　情報の収集と提供」を参照してください）

緊急時の顧客対応体制を整えておく

災害時における臨時的な業務停止を顧客にどのように伝えるか、予め体制を整えておく必要があります。

まず、窓口をはっきり決めておくことが重要です。

また、休業のお知らせを新聞に掲載するなどの検討も必要になりますが、その作業をスムーズにするためには、平素から広報体制を確立しておくことが有効です。

自衛消防隊が編成されている場合には、実働部隊として活用する

消防法に基づく消防計画が作成されている場合には、自衛消防隊が編成されていますので、火災以外のさまざまな災害時にもその組織を活用することが効果的です。

実働部隊（自衛消防隊）の任務例

◆通信・連絡（消防機関・防災センター等や事業所責任者）
◆初期消火
◆避難誘導
◆安全防護
◆けが人の応急救護・医療機関への搬送
◆重要備品搬出

2 緊急連絡網

緊急連絡網をつくっておく

就業時間外に災害が発生した場合、社員間で順に連絡を取り合い本部に安否情報を届けたり、本部の指示を確実に各社員に伝えるためには、緊急連絡網を常から備えておくことが必要です。

緊急連絡網の作成にあたっては、次のような点に留意すべきです。

・安否情報が一元化できる構成とする。
・一つのグループ（枝）の社員数は、早く連絡を完了するために、５人以内とする。
・各社員は、離れた地域の２か所以上の連絡先を登録する。
　（自宅と親・兄弟姉妹・子・親戚等）
・会社→自宅、自宅→会社の両ルートを想定しておく。
・電話連絡を前提とするが、電話回線が使えない場合のことも想定しておく。

各グループ（枝）には、リーダー、サブリーダーを決めておく

各グループの情報をまとめ、本部との伝達を行うためのリーダーや、その代行者のサブリーダーを予め決めておく必要があります。

そして、リーダーやサブリーダーは、できるだけ家族と同居している者で、留守の可能性の少ない人にしておくことが望まれます。

緊急動員する社員を指定しておく

勤務時間外に災害が発生した場合に備えて、非常招集する社員を予め指定しておく必要があります。

指定にあたっては、役職、職制、事業所へのかけつけ時間とその手段等を考慮します。

現地以外にも、安否確認の収集窓口を作っておく

現地に本部機構が設置されるまでの間、被災地以外に安否確認等の情報収集窓口を設ける必要があります。

テナントビルでは、テナント間の緊急連絡網も

テナントビルでは、テナント間の連絡網も用意しておき、ビル全体で安否情報を管理することも重要です。

連絡網への登録は、常に最新のものを

連絡網の登録内容は最新のものでなければ意味がありませんし、またこの連絡網を使った訓練を定期的に行うことも非常時に有効です。

3 情報の収集と提供

情報収集の内容を明確にしておく

災害の種類や各社の実情に応じて、どのような情報をだれが収集し、また提供するのかといった点を明確にしておく必要があります。

情報収集の任務例

◆災害状況の把握、周辺地域の被災状況の調査
◆通信の確保
◆安否確認
◆交通機関や道路の状況把握
◆病院、ライフラインの状況把握
◆社員への情報伝達
◆建物の被災状況調査（カメラで被害状況を記録等）
◆被災従業員の生活サポート

あらゆる事態を想定し、二重三重の通信手段を用意する

災害は時と場所を選びません。通信回路が途絶した場合に備えての自転車やオートバイを含め、さまざまな通信・広報手段を用意しておくべきです。

通信・広報にあたっての必要機材

・テレビ	・ラジオ	・電話	・携帯電話
・パソコン	・ワープロ	・自転車	・オートバイ
・カメラ	・ビデオカメラ	・ビデオデッキ	・ファックス
・トランシーバー	・電池	・発電機	・事務用品

情報は一元化する

夜間等、勤務時間外での災害の発生や、勤務時間内であっても社外で被災した場合など、あらゆる時間帯を想定して各場面に応じた連絡体制が確立されていなければなりませんが、的確に情報を収集し、また伝達するためには、これらの情報を一元化する体制を組んでおくことも重要です。

平素から、社内や近隣企業との情報交換を積極的にする

いざという時に本当に役立つシステムは、常日頃から使い慣れていることが条件です。社内だけでなく、近隣の企業と仲良くなっておくことも非常時の情報収集に大変役立ちます。

4 応急救護・初期消火・避難等

人命保護を最優先

災害に見舞われた場合、自衛消防隊によって初期消火や重要備品搬出などが素早く行われなければなりませんが、ここで最優先されるべきは、けが人の応急手当や医療機関への搬送、避難誘導など、人命の保護です。

この意味から、できるだけ多くの社員が消防機関などで行われる事業所の応急手当普及員の資格を持っておくことも重要です。

災害に応じて避難場所や参集場所を決めておく

さまざまな災害を想定し、その程度に応じて事業所周辺の「避難場所」を予め想定しておくとともに、阪神・淡路大震災のようにビル自体が崩壊するような場合に備えて、万一の時の「参集場所」を決めておくことも必要です。

二次災害の防止にも配慮を

地震が起きたらすぐに火を消すなど、基本的な初期活動に加え、被災後の盗難対策やスプリンクラーの放水制御等、二次災害の防止という観点からの役割分担を決めておくことも必要です。

近隣企業や来訪者、社員の家族への援助活動も

自社の被害程度が軽く余力のある場合は、近隣企業や避難所等への来訪者、あるいは社員の家族等への援助活動も素早く実施できる体制を構成しておくべきです。

5 復旧対策

操業再開のための基本条件を設定しておく

被災後は、罹災程度の調査に基づいて保安・防犯体制を確立するとともに、応急復旧のための再建計画が速やかにたてられなければなりませんが、その優先順位を決定するにあたって操業再開のための基本条件を予め想定し、設定しておくことが有効です。

復旧作業のためのスペースを想定しておく

会議室、食堂、物置等の執務以外のスペースを用意し、万一の場合は、復旧作業の場として利用することを想定しておく必要があります。

また、外部から応援を受ける可能性も考慮して、宿泊所等の確保方法についても計画しておきたいものです。

同業他社との相互支援体制を確立しておく

災害直後は、建設・設備業者の手配も困難になります。非常時の同業他社との相互支援や応援体制について取り決めておくことも望まれます。

また、ライフライン休停止期間中の代替案を関係各社と調整しておくことも重要です。

地域社会に貢献できる内容を整理しておく

非常食等の備蓄品や入浴施設の提供等、周辺地域社会に対する自社の支援可能な項目を、災害の程度に応じて予め整理しておくことも必要です。

6 災害予防対策

日頃から什器・備品の耐震対策や火気使用・危険物等の安全確認を行う

事業所の建物や什器・備品、各種機器の耐震対策について必要事項を定めるとともに、地震火災の防止対策をたてておくことも重要です。

また、事業所の建築施行図面は、万一の場合の復旧作業のためにも必要なものですから、保管には十分な注意が必要です。

災害予防対策

◆社内の什器の転倒防止対策として、柱・壁などに固定する。
（什器相互の固定は危険であるから行わない）
◆照明器具、機器類の振動防止、落下防止対策を実施する。
◆観音開き扉は、地震等により開かないように措置する。
◆抽出式のロッカー・キャビネットは、不要時はロックしておく。
◆電話線等のコード類は、床面・通路に露出させない。
◆ガラスには飛散防止フィルムを貼付する。
◆事務室は整理整頓に努め、不要な物品を置かない。
◆火気使用設備等の本体や燃料容器の転倒防止策を講じる。
◆火気使用設備等の周辺は不燃材料にするとともに、可燃物を置かない。
◆危険物施設等の点検と安全措置を定期的に実施する。
◆建物の耐震チェックや、消防用設備等の点検を実施する。

非常持ち出し品は最小限にする

人命の安全第一という観点から、重要書類や物品の持ち出しは行わなず、耐火金庫等に保管し、持ち出すとしても極めて限られた少量のものにすべきです。

そして、非常持ち出し品はリストに整理し、責任者やその代行者が予め決められている必要があります。

非常用持ち出しナップザックを常備しておく

非常持ち出し品とは別に、緊急避難時の安全を確保する必需品をつめたナップザックを用意しておくことも必要です。

緊急避難用ナップザックの収納品例

・救急医療品セット	・携帯ラジオ	・懐中電灯
・予備電池	・現金（硬貨）	・軍手
・テレホンカード	・社員名簿	・笛

災害に備え、非常用品を備蓄する

阪神・淡路大震災でも備蓄品が被災直後の活動を大いに支えました。各社の状況や来訪者への支援も考慮し、３日間程度は自力で対応できることを前提にすべきでしょう。

また、その保管場所は災害時に被害を受けにくい安全な箇所を確保すべきです。

さらに、全てを自社で常備することが困難な場合には、緊急調達先のリストが必要になります。

備蓄品リストの例

（食料・炊事用具）				
・飲料水	・缶入り飲料	・非常食	・粉ミルク	・米
・梅干し	・味噌	・醤油	・食塩	・ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙｺﾝﾛ
・調理用燃料	・やかん	・フライパン	・鍋	・包丁
・まな板	・缶切り	・栓抜き	・食器	・バケツ
・ポリタンク	・ビニール袋	・水筒	・飯盒	・包装用ﾗｯﾌﾟ
・哺乳ビン	・ボンベ式コンロ	・ＬＰガスボンベと圧力調整器		
（衣料）				
・毛布	・ビニールシート	・タオル	・寝間着	・布団
・枕	・シーツ	・寝袋	・軍手	・靴下
・下着	・ビニール合羽			
（生活用品）				
・懐中電灯	・電池	・ローソク	・電球	・カイロ
・石鹸	・歯ブラシ	・くし	・ひげ剃り	・洗剤
・ロープ	・洗濯ばさみ	・洗面器	・たわし	・スポンジ
・ふきん	・ほうき	・雑巾	・ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ	・ﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ
・ｳｴｯﾄﾃｨｯｼｭ	・生理用品	・水のいらないシャンプー		
（救急器材）				
・救急医薬品	・消毒薬	・ガーゼ	・脱脂綿	・三角巾
・包帯	・絆創膏	・はさみ	・ピンセット	・担架
（復旧機材）				
・大工道具セット	・荷造りひも	・針金	・ｴﾝｼﾞﾝｶｯﾀｰ	・小型発電機
・発光機	・油圧ジャッキ	・スコップ	・バール	・梯子
・脚立	・かけや			
（その他）				
・ラジオ	・テレビ	・トランシーバー	・自転車	・バイク
・テント	・リヤカー	・携帯電話		

備考：生活用水の確保手段として、受水槽やｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ用水の残水を活用することが有効です。

備蓄品は定期的に点検する

いざという時に使いものにならないようでは備蓄の役を果しません。非常用持ち出しナップザックを含め、定期的な点検と補充が必要です。

7 防災訓練・防災教育

防災マニュアルの内容を、社員一人ひとりが十分に理解する

防災マニュアルは、全社員がその内容を理解し、初期対応の重要性を認識していてこそ役立つものです。常からの防災教育は欠かせません。

防災訓練を定期的に実施する

防災訓練は、一部の社員だけでなく、全従業員が参加して行うべきものです。

また、消防機関が行う応急手当普及員講習会や県・市町村が行う防災講演会などに進んで参加するなど、各自がいざという時に役立つ技術と知識をもっておくことも重要です。

防災訓練の内容例

- 緊急連絡、非常招集訓練
  ／連絡網による緊急連絡、非常参集訓練
- 防護訓練
  ／地震によるガラスの飛散、物品の転倒等を想定し、わが身を守る訓練
- 出火防止訓練
  ／電源遮断、ガスの供給停止、石油等の漏洩防止等の訓練
- 通報・連絡訓練
  ／１１９番通報訓練、放送設備による連絡訓練等
- 消火訓練
  ／出火を想定し、消火器・屋内消火栓等の取扱訓練
- 救出・救護訓練
  ／けが人の救出、応急手当、搬送等の訓練
- 避難訓練
  ／避難誘導訓練、広域避難場所までの避難等の訓練
- 情報収集訓練
  ／事業所内や周辺地域の被害状況についての情報収集・伝達訓練
- 水防訓練
  ／防水板の取り付け作業や土嚢積み等の訓練

8 東海地震に関連する情報と帰宅困難者対策

帰宅困難者対策を始めとする東海地震対策を図る。

駿河湾から御前崎沖を震源とする東海地震は、これまで１００年～１５０年周期で起こっていますが、最近では、１８５４年の安政東海地震以来発生がなく、いつ起こっても不思議ではないとされているため、気象庁では２４時間体制で観測を実施しており、観測の結果、異常が認められれば、東海地震観測情報、注意情報又は予知情報を発表します。

事業所では、情報に基づいて業務継続の可否を判断するとともに、帰宅困難者を発生させないよう、従業員等の計画的な帰宅について配慮することが必要です。

なお、情報が発表されないまま地震が発生する（予知できない）可能性もあるため、注意が必要です。

○東海地震に関連する情報と防災対応

情報の区分	発表内容	国や県・市町村の主な防災対応	事業所の主な防災対応
東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。 なお、本情報を発表した後、東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、本情報の中で、「安心情報」である旨明記して発表する。	・情報収集連絡体制	・情報収集連絡
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。 また、東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合も本情報で発表される。	・準備行動（準備体制）の実施体制をとる ・自衛隊を始めとする救援部隊や、医療救護班の派遣準備の実施 ・住民に対する適切な広報	・業務中止・継続の判断 ・帰宅困難者対策（従業員の帰宅等） ※警戒宣言が発せられると、強化地域(※)内では、公共交通機関は原則として運行を休止する。
東海地震予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表される。 また、東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合も本情報で発表される。	・内閣総理大臣が国民に対し「警戒宣言」を発する。 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策の実施	・耐震性を有する建物以外では業務を中止し、安全な場所へ避難する。

※　強化地域（地震防災対策強化地域）

東海地震が発生した場合に、著しい地震被害が生じる恐れがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域。

具体的には、

（１）震度６弱以上の揺れが予想される地域。

（２）２０分以内に高い津波（沿岸３ｍ以上、地上で２ｍ以上）が来襲する地域。

（３）一体的な防災体制の確保等の観点について配慮した地域。

平成１８年４月１日現在、強化地域に属する愛知県内の市町村は次の４７市町村である。

名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、長久手町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、設楽町、東栄町、音羽町、小坂井町、御津町

Ⅱ．「防災マニュアル」作成例

株式会社　〇〇〇〇〇〇

防災マニュアル

平成〇〇年〇〇月〇〇日

目　　次

はじめに
第１章　災害時における組織体制　11
第２章　緊急連絡網　12
第３章　情報の収集と提供　13
第４章　応急救護・初期消火・避難等　14
第５章　復旧対策　16
第６章　災害予防対策　18
第７章　防災訓練・防災教育　19
21

はじめに

地震、水害、火災その他の災害に対処するため、ここに防災マニュアルを定める。

当マニュアルは、わが社の社員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるためのものである。

第１に、人命の保護を最優先する。
第２に、資産を保護し、業務の早期復旧を図る。
第３に、余力がある場合には近隣事業所への協力に当たる。

以上を基本方針とする。

当マニュアルによって迅速的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することとなるので、全社員は、予めこの内容をよく理解しておかなければならない。

第　１　章　　災　害　時　に　お　け　る　組　織　体　制

１　設置時期　　震度５強以上の地震、その他の大災害発生時
（社長の指示によるか、社長不在時には職制最上位の者が判断する。）

２　設置場所　　○○会社ビル（○○町○○丁目○－○番）

必要機材	電話機、携帯電話、ファックス、パソコン、ワープロ、プリンター、複写機、事業所配置図、平面図、組織図、社員名簿、救急箱、飲料水、非常食料、毛布など

３　組織内容　　（名称例：防災対策室）

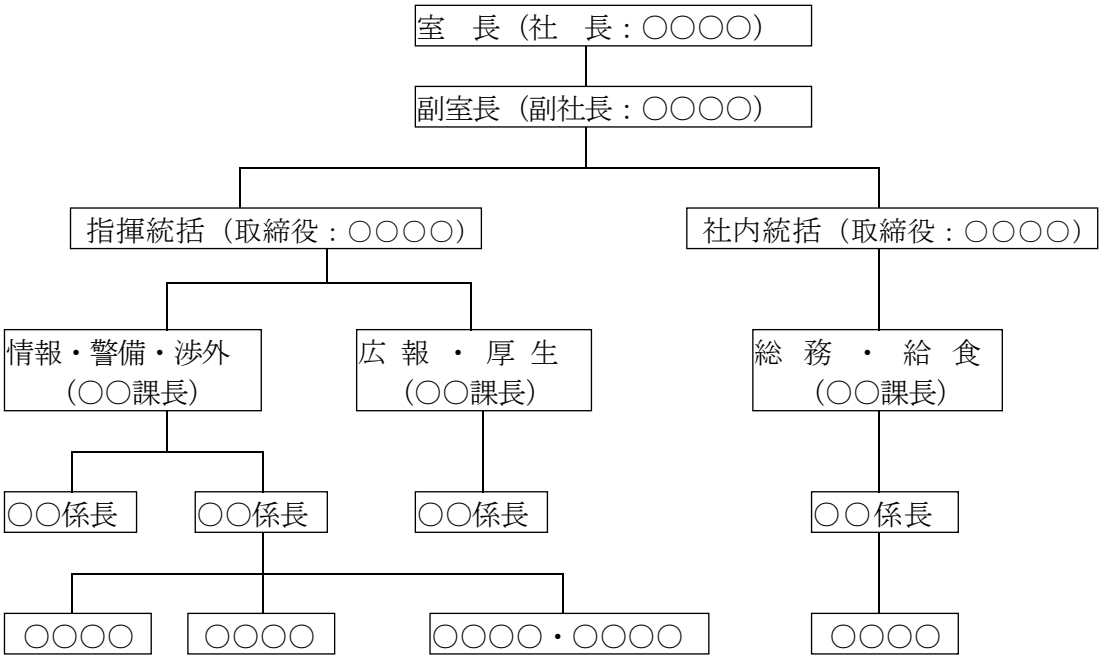

４　任　　務

（１）災害地、社内、周辺の被災情報の収集、記録、報告、発表　（責任者：○○○○）
（２）防災対策上重要事項の決定、指示、命令、報告　（責任者：○○○○）
（３）本社、出先事務所の人員ならびに保安措置状況の把握　（責任者：○○○○）
（４）テナントの人員ならびに保安措置状況の把握　（責任者：○○○○）
（５）女性社員の帰宅についての安全確認、帰宅指示　（責任者：○○○○）
（６）被災状況情報の収集と確認、救出・救助の応援指示　（責任者：○○○○）
（７）他事業所、関係会社との情報交換、支援要請　（責任者：○○○○）

第　２　章　　緊　急　連　絡　網

１　緊急連絡網（社員の安否確認・緊急動員）

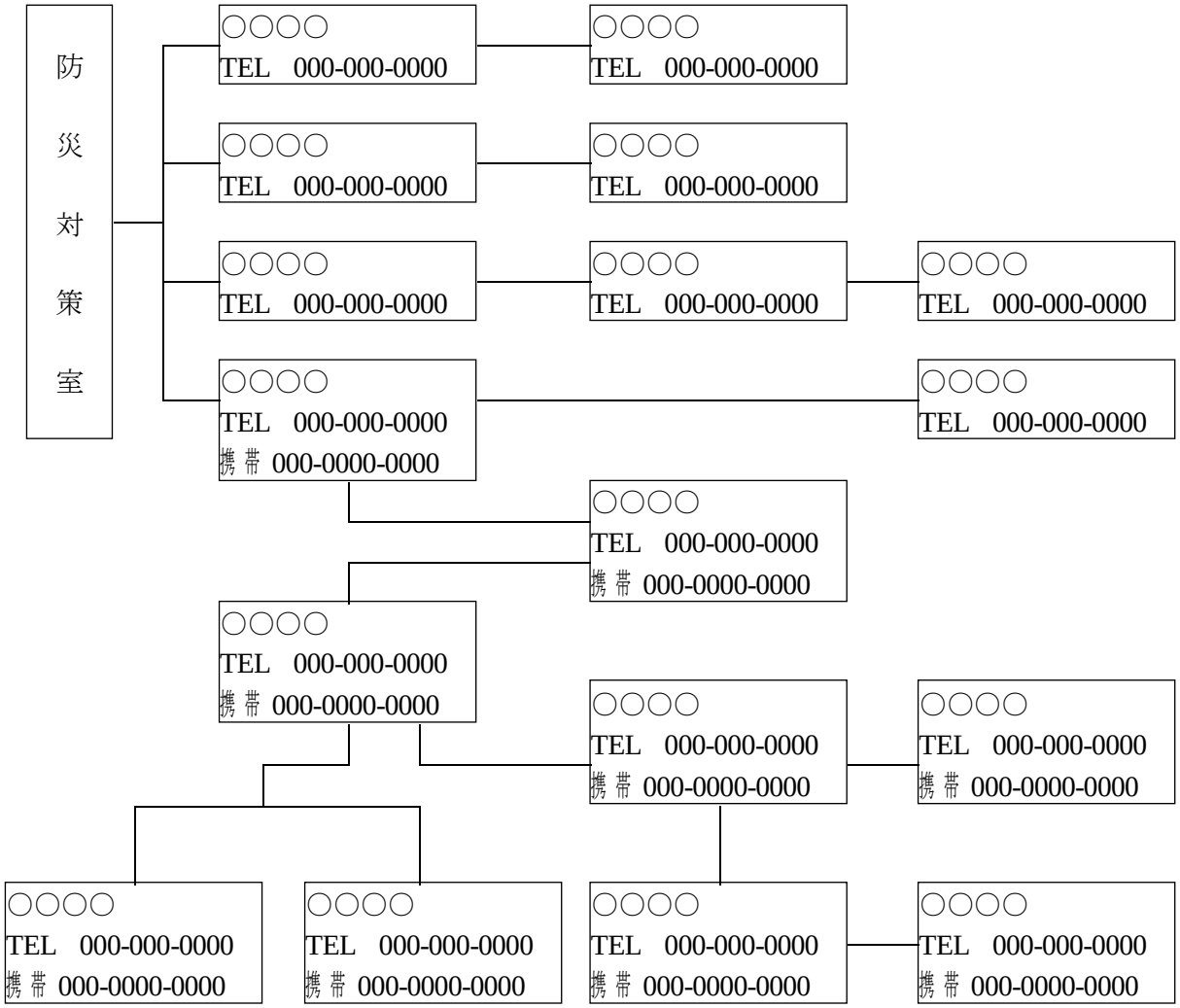

２　注意事項

（１）災害が発生した時、速やかに指定された次の従業員へ連絡する。
（２）長電話はさけて、連絡は簡潔に行う。
（３）次の従業員と連絡がとれないときは、その従業員をとばして次の従業員へ連絡する。
（４）電話で連絡のとれない従業員については、本部員か本部が指定した者（連絡のとれない従業員宅の最寄りに住む従業員等）が直接訪問する。
（５）被災して怪我をしたり、被害をうけた社員に対し必要なサポートをする。
（６）この緊急連絡網は、災害対策室からの情報伝達用連絡網としても使用される。

第　３　章　　情　報　の　収　集　と　提　供

１　収集方法等

項　　目	収集方法	責任者
社員の安否確認	・緊急連絡網により電話確認	○○　○○
建物の被害状況の把握・記録	・社内（仮称）総務課、企画課、営業課等の社員より収集 ・建築業者に建物の被害調査を依頼をする ・建物（ビル内）にテナント（店舗等）があればテナント社員からも情報を収集	○○　○○
設備、物品等の被害の把握	・社内（仮称）総務課、企画課、営業課等の社員より収集 ・建築業者に建物の被害調査を依頼をする ・建物（ビル内）にテナント（店舗等）があればテナント社員からも情報を収集	○○　○○
ライフラインの被害状況	・社内の災害時における組織体制の任務等の分担により情報を収集する	○○　○○
テナントの被害状況	・テナント（店舗等）があれば電話確認又は巡回訪問により把握する	○○　○○
関係業者との連絡	・関係業者一覧表による	○○　○○
その他関係先との連絡	・関係防災情報一覧表による	○○　○○

２　注意事項

（１）建物内の従業員、社外出務中の従業員の安否確認を行う。
（２）けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
（３）収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出すなどして（誰にもわかる方法により）、情報の一元管理を図る。
（４）災害対策用社員の招集と、自宅待機社員の振り分けを行う。
（５）勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室をたちあげる。

３　関係業者一覧表

業　者　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ
○○○本社	○○市○○町○○丁目○○番○○号	000-000-0000	000-000-0000
○○○支店	○○町○○丁目○○番○○号	000-000-0000	000-000-0000
○○○営業所	○○町○○丁目○○番○○号	000-000-0000	000-000-0000
○○○出張所	○○郡○○村大字○○○○番地	000-000-0000	000-000-0000
○○○協力建築業者	○○市○○町○○丁目○○番○○号	000-000-0000	000-000-0000
○○○取引先業者	○○町○○丁目○○番○○号	000-000-0000	000-000-0000
○○○テナント	○○市○○町○○丁目○○番○○号	000-000-0000	000-000-0000
○○○関係業者	○○市○○町○○丁目○○番○○号	000-000-0000	000-000-0000

４　関係防災情報一覧表

情　　報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
行政情報	消防	○○消防署 ○○出張所	０００－０００－００００ ０００－０００－００００
	警察	○○警察署 ○○派出所	０００－０００－００００ ０００－０００－００００
	市 （町村）	○○市役所 ○○市区役所	０００－０００－００００ ０００－０００－００００
	県	愛知県防災局災害対策課 災害対策本部情報統括部(設置時のみ)	０５２－９５４－６１９３ ０５２－９７１－７１０４
交通情報	道路	中部運輸局 愛知県警察本部災害対策課 中日本高速道路株式会社 愛知県道路公社	０５２－９５２－８００３ ０５２－９５１－１６１１ ０５２－７０９－１６２０ ０５２－９６１－１６２１
	鉄道	ＪＲ東海○○駅 名鉄○○駅 近鉄○○駅 豊橋鉄道○○駅 愛知環状鉄道○○駅 桃花台新交通 名古屋市交通局（テレホンセンター）	０００－０００－００００ ０００－０００－００００ ０００－０００－００００ ０００－０００－００００ ０００－０００－００００ ０５６８－７９－８５００ ０５２－５２２－０１１１
ライフライン	電気	中部電力○○営業所	０００－０００－００００
	ガス	東邦ガス○○営業所 中部ガス○○営業所 犬山ガス○○営業所 津島ガス○○営業所	０００－０００－００００ ０００－０００－００００ ０００－０００－００００ ０００－０００－００００
	水道	○○市水道局 愛知県健康福祉部生活衛生課	０００－０００－００００ ０５２－９５４－６３０１
	電話	ＮＴＴ西日本名古屋支店災害対策室 ＫＤＤＩ中部総支社 ＮＴＴドコモ東海災害対策室	０５２－２９１－３２２６ ０５２－７４１－８３３０ ０５２－９５３－６１３４
気象情報	気象	名古屋地方気象台［天気相談］(気象予警報 177)	０５２－７５１－５１２４
【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] http://www.bosaijoho.go.jp			

第４章　応急救護・初期消火・避難等

１　初期活動一覧表

応急救護	社員による応急措置	（1）とりあえず社員による応急手当を実施する。 （応急手当普及員有資格者：○○○○、○○○○）
	医療機関への搬送	（1）１１９番通報により救急車を要請する。 同時多発災害の場合は、社用車により最寄りの病院へ搬送する。 （搬送先病院：○○○○病院）
初期消火	火の始末	（1）地震発災後、建物内の火気使用場所を点検する。 〔点検場所〕 ・○○ビル　　地下店舗（地下施設）、湯沸室、燃料庫 ・その他
	初期消火	（1）火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 （2）１１９番通報を行う。 （3）火災が大きくならないうちに初期消火に努める。 （消火器、消火栓、水バケツ等） （4）大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
避難等	避難誘導	（1）避難の必要が生じた場合は、避難誘導に従い落ち着いて行動する。 （2）外来者は不慣れであるので避難誘導にあたっては特に気をつける。
	避難場所	（1）火災時　＿＿＿＿　原則として地上に向かうものとする。 （2）洪水、高潮時　＿　原則として２階以上。 （3）地震時　＿＿＿＿　まず、自分の身の安全を図る。
	非常持ち出し	・非常用ナップザックを準備し、次のものを収納しておく。 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、社員名簿等
	大地震発生時の落ち合い場所	・社屋も使用できなくなるような壊滅的な大被害をもたらす大災害時には、会社近くの公園などを予め落ち合い場所として指定しておく。 （社員全員に周知を徹底しておく） ・落ち合い場所などの変更や落ち合い場所など集まることができない場合は、「災害用伝言ダイヤル１７１」を利用する。

２　地震発生時の心得

地震の心得１０カ条

①　まずわが身の安全を図る

地震が発生したら、まず丈夫なテーブル、机などの下に身をかくして、しばらく様子を見る。

②　すばやく火の始末

大地震で最も恐ろしいのは火災。地震を感じたら落ち着いて、冷静に、すばやく火の始末。

③　火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい皆で協力して初期消火に努める。

④　あわてて外に飛び出ない

屋外は屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など危険がいっぱい。揺れがおさまったら外の様子を見て、落ち着いて行動する。（外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出る）

⑤　危険な場所には近寄るな

狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など、危険な場所にいるときは急いで離れる。

⑥　がけ崩れ、津波などに注意

がけ崩れ、津波など危険区域では、すばやく安全な場所に避難する。

⑦　正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの情報で行動し、デマに惑わされないよう注意する。

⑧　人の集まる場所では冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

⑨　避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は自動車、自転車は使わず徒歩で。また、身軽に行動できるよう荷物は必要最小限にとどめ、背負うなどして両手をあける。

⑩　自動車は左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。また、走行できない場合は左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して徒歩で避難する。

第　５　章　　復　旧　対　策

１　復旧の流れ

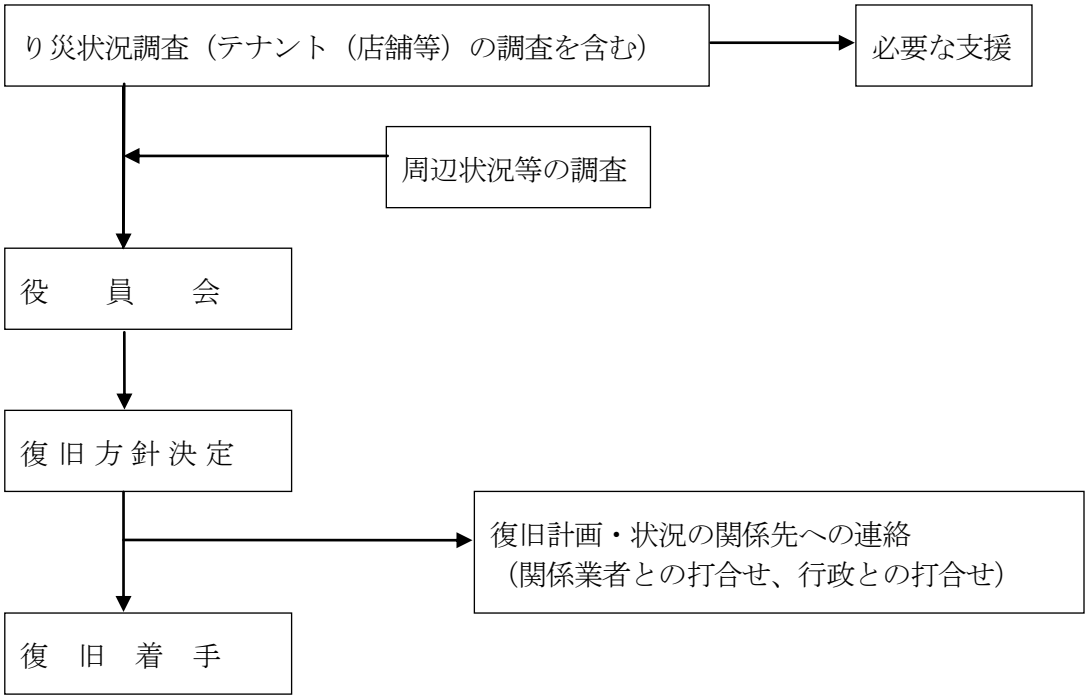

２　留意事項

（１）事務所使用不能時の仮事務所の（場所：駐車場など）確保。
　　・第１候補　　○○○○○
　　・第２候補　　○○○○○　を決めておく。
（２）り災建物の警備体制を確保する。
（３）被災事業所の所在する地域社会の救援活動および復旧計画には、進んで協力する。
（４）テナント（店舗・営業窓口等）の移転先の確保と他のビルからのテナント（店舗・営業窓口等）の受入れに協力する。
（５）避難場所の提供に協力する。

第　６　章　　災　害　予　防　対　策

１　事務所の建物その他諸設備の耐震強化

（１）建物の全般的定期点検と補強及び補修工事の必要項目を洗い出し、計画的に実施する。
（２）看板、ブロック、ガラス等の落下転倒防止対策を実施する。
（３）ロッカー等什器の転倒防止を実施する。
（４）ストーブ、湯沸かし器等火気使用設備、危険物施設、消防用設備等の安全確認と点検を実施する。
（５）コンピューター、複写機、ＦＡＸ等情報機器類の安全対策を実施する。

２　重要書類の保管と非常用ナップザックの管理

（１）重要書類は、耐火金庫に保管する。
（２）非常用持ち出し書類は、最小限とし、火災又は爆発の危険性のあるときに限る。
（３）非常用ナップザックに下記のものを収容し、責任者は内容物の数量および有効期限を確認して常に使用可能な状態にしておく。
（４）非常用ナップザックは、○○ビル、○○○駐車場等に１セットは保管する。

（非常用ナップザック収容物）

№.	品　　名	数　量	№.	品　　名	数　量
1	救急医療セット	1ｾｯﾄ	11	社員名簿	1
2	携帯ラジオ	1	12	軍手	1
3	懐中電灯	1	13	ゴミ袋	1ｾｯﾄ
4	予備電池(ラジオ、電灯用)	1ｾｯﾄ	14	ウォーターパック	1ｾｯﾄ
5	現金（小銭)	1ｾｯﾄ	15	マスク	1
6	テレホンカード(50度数)	3	16	笛	1
7	ライター	1	17	等	
8	タオル	1	18		
9	ポケットティッシュ	3	19		
10	コップ	3	20		

３　非常用備品の保管整備

非常用備品は下記のとおりとする。

備蓄管理責任者は、毎年○月○日（例「防災の日」：９月１日）現在の数量、内容物の保存状態を確認し、災害対策室長に報告する。

	№.	品　　名	数　量	保管場所	保管責任者
食料	1	飲料水（数量例は、１０名分）（１人、１日３ﾘｯﾄﾙ目安３日程度）	９０ﾘｯﾄﾙ	○○ビル	○○　○○
			９０ﾘｯﾄﾙ	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	2	食料品（カンパン、クラッカー、ラーメン、缶詰等）	一　式	○○ビル	○○　○○
			一　式	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
生活用品	3	毛布・タオル	１０枚	○○ビル	○○　○○
			１０枚	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	4	炊き出し道具（ｶｾｯﾄｺﾝﾛ、ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ、鍋等）	一　式	○○ビル	○○　○○
			一　式	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	5	食器セット（皿、紙コップ、箸等）	一　式	○○ビル	○○　○○
			一　式	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	6	ポリタンク	２　個	○○ビル	○○　○○
			２　個	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	7	ティッシュ・ウエットティッシュ	２　個	○○ビル	○○　○○
			２　個	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	8	軍手	１０	○○ビル	○○　○○
			１０	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	9	防塵マスク	１０個	○○ビル	○○　○○
			１０個	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
各種機材	10	防水シート	２　枚	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	11	土のう	２０個	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	12	ロープ	５０ﾒｰﾄﾙ	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	13	救急箱	１ ｾｯﾄ	○○ビル	○○　○○
			１ ｾｯﾄ	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	14	懐中電灯（予備の電池含む）	５　個	○○ビル	○○　○○
			５　個	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
	15	ヘルメット	１０個	○○ビル	○○　○○
			１０個	○○駐車場（倉庫）	○○　○○
その他	16	雨具			
	17	使い捨てカイロ			
	18				

※　非常用備品の数量は、社員の人数、用途、目的等により判断し必要量を決める。
　ここに記載されている非常用備品は、参考例です。それぞれの会社で必要なものを決定してください。

第　７　章　　防　災　訓　練　・　防　災　教　育

１　防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年１回以上実施する。
（「防災の日」９月１日、「防災週間」８月３０日から９月５日にあわせて訓練を実施するとよい。）

訓練には、次の事項を盛り込む
（１）地震発生時の初期対応に関すること
　東海地震対策として、東海地震に関連する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の収集と伝達、警戒宣言発令時から発災後までの訓練も実施する。
（２）災害対策室の設置及び運用に関すること
（３）情報の収集、伝達に関すること
（４）火災発生時の対応に関すること
（５）救出救護に関すること
（６）通報・初期消火・避難に関すること
（７）水害等の災害に関すること

２　防災教育

次の教育を毎年１回以上実施する。
（１）当社の防災マニュアルの概要について
（２）各員の任務と行動基準について
（３）災害の一般知識について（地震、水害、火災等）
（４）応急処置について

３　その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や県・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図る。

第　８　章　　東海地震に関連する情報と帰宅困難者対策

・従業員の帰宅計画等

従業員総数			
	うち帰宅者	うち残留者	
			うち防災要員
○○名	○○名	○○名	○○名

・帰宅者計画表

第１優先帰宅者			
方　　面	利用交通機関	帰宅予定者	備　　考
三重県方面 三河方面	近鉄名古屋線 ＪＲ関西本線 名鉄本線 ＪＲ東海道線	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	
第２優先帰宅者			
方　　面	利用交通機関	帰宅予定者	備　　考
知多方面 尾張方面	名鉄常滑線 名鉄本線	○○○○ ○○○○ ○○○○	

・従業員の帰宅担当者　：○○○○
・顧客の帰宅誘導担当者：○○○○

参考資料　１

〔内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文〕

大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。
本日、気象庁長官から、「地震観測データ等に異常が発見され、２、３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。
この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度６弱以上、その隣接地域では震度５強程度の地震になると予想されます。
また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。
地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。
地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って、落ち着いて行動してください。
なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。
地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ、ラジオに注意してください。

平成　　年　　月　　日

内閣総理大臣　　○　○　○　○

参考資料　２

〔知事の警戒宣言発令時の県民への呼びかけ例文〕

県民の皆さん、愛知県知事の○○○○でございます。
既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前(午後)○時○分、東海地震の警戒宣言を発しました。
この地震が発生しますと、愛知県内では、強化地域で震度６弱以上、強化地域外でも震度５強程度の地震になると予想されますので、十分警戒してください。
既に、県、市町村を始め防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、県民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。
まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。
次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。
それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。
デマなどに惑わされず、放送や市町村の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市町村、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。
○○万県民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと念願しただ今、全力を傾注しています。
また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて、万全の対策をお願いします。

※　警戒宣言が発せられた場合、県は、報道機関を通じて県民へ周知を図る。また、市町村においては、広報車や同報無線、サイレンなどにより、住民へ周知を図る。
また、市町村（消防含む）は、警察や自主防災組織等と協力して、老人、子供、病人等災害時要援護者への配慮に努め、避難にあたっては必要な支援を行う。